

平成29年11月21日

〒104-0033

東京都中央区新川1-2-8 第5山京ビル8階

むくの木綜合法律事務所

一般社団法人日本ワーキング・ホリデー協会 代理人

弁護士 横井 康真 先生

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦 市郎
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号
KS千種ビル6階F
事務局長 野澤 厚美
(TEL: 052-734-8107, FAX: 052-734-8108)

修正後約款の開示申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成29年6月20日付お問い合わせ兼申入書に対し、早速ご回答いただき、ありがとうございました。

同年7月19日付貴事務所回答書によれば、留学プログラム基本「約款の修正ないし一部削除を予定しており、修正後の本約款を併せてご送付いたします」とのことですので、現時点での修正・一部削除後の本約款（案）を開示していただきますようお願いいたします。

なお、同回答書の内容だけでは、新約款（案）につき、全体に問題のないことの確認ができません。本件で、終了通知書を送付するか否かの判断をするためにも、新約款（案）の契約条項全ての開示をお願いいたします。

以上、改めて申入れをいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具